

<2013.5.21. 外交防衛委員会 質疑>

**○はたともこ君** 生活の党のはたともこでございます。

我が党は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約、ハーグ条約の承認について賛成をいたします。ただ、懸念事項もございますので、確認をしたいと思っております。

条約が発効すれば、特に、国外においてDVなどにより国際結婚が破綻した日本人女性が子供を連れて日本に帰ることができなくなる、あるいは連れて帰った場合、子供が連れ戻される、あるいは日本人女性が犯罪者となってしまう場合などが考えられ、特に心配でございます。これらに対しては、国内外での相談窓口が整備され、適切かつ効果的なアドバイスを受ける体制が不可欠でございます。

外務省、条約発効までの間に、国外においては大使館、領事館などの相談窓口、国内においては外務省の中央当局の相談窓口ができるということですが、それはもうできているのか、全世界で整備されるのか、国内の外務省の相談窓口はいつできるのか、そこでは弁護士などの専門家のアドバイスも受けることができるのか、その相談窓口のPRはどのように行って周知徹底をしていくのか、説明をしてください。

**○国務大臣(岸田文雄君)** 御指摘のような、相談について適切に対応することは大変重要な点だと認識をしております。ハーグ条約締結後、国内においては外務省が我が国の中央当局として同条約に基づく申請を受け付けるとともに、同条約及び条約実施法の制度や手続について相談や広報をしかるべく行っていきます。また、必要に応じて国内で受けることができるDV被害者支援制度に関する情報提供等を行っていくこととなりますが、国内については今これから制度を整備しつつある、こういった状況にあります。

一方、国外の方ですが、在外公館において現在も様々な支援を行っております。具体例としましては、まず、家族問題について相談を受けた際、相談記録を作成し、相談者本人が希望する場合には当該相談記録を提供しております。また、家庭内暴力や離婚等、家庭問題の相談に対して、任国の保護、救済制度を説明し、弁護士や福祉専門家、シェルターの紹介を行うなど、解決に向けた支援を行っております。さらに、離婚や親権をめぐる裁判のために相談者が当該国に滞在する必要がある場合には、当該国の査証や滞在許可の制度に関する情報を提供しております。これらは既に実施を行っているところであります。

このように、国内外において相談体制、適切に対応していきたいと考えております。

**○はたともこ君** 外務省、このハーグ条約については特にアメリカから非常に強烈なプレッシャーがあったようですが、その一方で、生物多様性条約については、主要国の中でアメリカだけが署名はしたが承認はしていません。この点についての経緯、アメリカはなぜ承認しないのか、承認する可能性はあるのか、日本は他の国々とも連携してアメリカの承認を強く求めるべきだと私は思いますが、外務省、いかがでしょうか。

**○政府参考人(香川剛廣君)** お答え申し上げます。

米国は一九九三年に生物多様性条約に署名しておりますけれども、米国議会からそれ以降、承認を得られておりません。締結の見通しも立っていないというふうに承知しております。

我が国といたしまして、米国の参加がこのような多国間の条約においては非常に重要だというふうに考えておりますし、早期の締結を今後とも働きかけていきたいというふうに考えております。

**○はたともこ君** 外務省、日本が参加するしないにかかわらず、TPP交渉でも大きな問題とされるべきですし、当然、日本が参加するRCEP、東アジア地域包括的経済連携や将来のFTAAP、アジア太平洋自由貿易圏でも重大な論点となるのが遺伝子組換え技術を駆使した米国モンサント社のアグリビジネスモデルだと思います。除草剤ラウンドアップで在来植物を絶滅させ、ラウンドアップに耐える性質を遺伝子組換え技術で与えられた種子だけを生き残らせるようなモンサント社のビジネスモデルは、私は生物多様性条約違反だと思います。

外務省、一般論で結構です。遺伝子組換え技術で耐性を持つ種子を生き残らせ、在来植物を絶滅させる行為は生物多様性条約違反だと私は思いますが、いかがでしょうか。

**○政府参考人(香川剛廣君)** 生物多様性条約におきましては、各締約国は、できる限りかつ適当な場合に、持続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進することとなっております。

今先生が御説明されたような事例でございますけれども、一般論とおっしゃいましたけれども、こうした生物多様性条約に違反するかどうかということに関しましては、特定の事案について個別具体的に判断されるものと考えておまして、一般論としてどういう形で違反になるかということについてはなかなか難しいというふうに思います。

我が国としては、いずれにしても、条約の締約国として適切に判断をしてみたいというふうに思います。

**○はたともこ君** 次に、尖閣諸島問題について外務省に伺います。

私は、全国比例区の選出ですが、地元は岸田外務大臣と同じ広島県でございます。地元広島県に高橋さんという人生の大先輩がおられまして、本委員会の我が党の本来の委員である佐藤公治議員共々、私もこの高橋さんを大変尊敬しているわけでございます。この方が尖閣諸島問題についての日本の領有権の根拠として、一八九五年の日本領土への編入以降、明治から大正、昭和と、古賀辰四郎さんという民間人の方が尖閣諸島においてかつおぶしの製造、鳥の毛の採集、サンゴの採集等々の経済活動、事業活動を行い、そこに人々の生活があったことが最重要の領有権の根拠となるということを経年々わたって主張をされていらっしゃいます。

そこで、外務省、この古賀辰四郎さんの尖閣諸島での経済活動、事業活動等の経緯と、日本の領有権の根拠としての重要性について説明をしてください。

**○政府参考人(金杉憲治君)** お答えいたします。

先生御指摘のとおり、尖閣諸島は、一八九五年の一月に閣議決定を行いまして正式に日本の領土に編入されております。

一方で、一八八四年ごろから尖閣諸島で漁業などに従事しておられた沖縄県在住の古賀辰四郎氏から一八九五年六月に借用願が出されたことを受けまして、一八九六年九月に明治政府は古賀氏に対して魚釣島、久場島、南小島、北小島の四島を無償貸与するとの許可を与えております。古賀氏は、この政府の許可に基づきまして、尖閣諸島に労働者を派遣し、鳥毛の採集、かつおぶしの製造、サンゴの採集等の事業を営んでいたというふうに私ども承知しております。

その上で、先生御指摘のとおり、明治政府が尖閣諸島の利用について古賀氏のような民間の方に許可を与え、許可を受けた方がそれに基づいて尖閣諸島において公然と事業活動を行うことができたという事実は、尖閣諸島に対する日本の有効な支配を表す一例であるというふうに考えております。

以上でございます。

**○はたともこ君** 外務省のホームページには、尖閣諸島の領有権について多くの資料が掲載をされております。特に冒頭には、この古賀辰四郎さんのかつおぶし工場の写真が三枚掲載されており、それは非常に結構なことだと思いますが、同じサイト、ホームページにある、二〇一三年三月、外務省作成の「尖閣諸島について」という十八枚の資料には、驚くべきことにこの古賀辰四郎さんたち民間人の経済活動、事業活動や生活が全く記述をされておられません。また、尖閣諸島に関するQ&Aでも、領有権の根拠のところには記述はなく、次の有効支配の具体例のところでは民間人の具体的な記述はありますが、この古賀辰四郎さんの名前はなく、冷たい感じで人間らしさやリアリティーに欠ける気がいたします。

これらの記述について、古賀辰四郎さんたち民間人の経済活動、事業活動や生活をきちんと書き込む方向で修正をしていただきたいと思いますと思っておりますが、外務省、いかがでしょ

うか。

○**国務大臣(岸田文雄君)** まず、尖閣諸島に関しましては、外務省として様々な手段を通じて積極的かつ効果的に我が国の立場をしっかりと示していかなければならないと考えております。そして、平成二十五年度の予算の中にもそのための予算を確保して、この領土保全に関する発信資料としてパンフレットや動画を英語その他の言語にて作成するとともに、インターネットを活用した対外広報についても積極的に実施していく予定にあります。

そして、御指摘のこの外務省のホームページですが、おっしゃるように、魚釣島における邦人による事業経営事実について、資料とともにこの写真、掲載させていただいておりますが、御指摘を踏まえまして、引き続き適切に対応するよう努めたいと存じます。

○**はたともこ君** では、内閣官房に伺います。

今大臣からも御答弁をいただきました。外務省ではパンフレット、動画等、予算を付けて今後も頑張っていたといたこととございますが、内閣官房、この古賀辰四郎さんたちの経済活動、事業活動や生活について、日本人にも世界の人々にもまだほとんど知られていないのではないかと私は思っているわけとございます。内閣官房としても、パンフレットを作る、あるいはDVDの映像、また、二、三分の映像、短い動画にしてインターネットサイトにアップをするなど、様々な工夫をして日本と世界に広く伝えていくことが必要だと思っておりますが、領土・主権対策企画調整室、いかがでございますでしょうか。

○**政府参考人(林肇君)** お答え申し上げます。

内閣官房におきましては、本年二月に山本領土担当大臣の下に領土・主権対策企画調整室というものを設置いたしまして、外交政策などとの整合性を十分確保した上で、領土、主権に関します国民世論の啓発、内外発信等に係る企画立案、総合調整に関する事務を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、今御指摘がございました我が国の立場に関する正確な理解が国内及び国外に一層広く浸透していきますよう内外発信の強化に取り組むたいと考えているところでございます。このために有識者の知見をお借りするということが非常に重要であると考えまして、領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会というものを設けまして、現在我が国としてより良い効果的な内外発信を推進する上での課題や方策等について議論していただいているところでございます。今後、七月上旬までに報告書を取りまとめいただきまして、外務省を含む関係省庁と共有した上で、適切に判断して、政府全体としてフォローアップしていきたいというふうに考えております。

御質問ちょうだいいたしました尖閣諸島をめぐる情勢に関します内外発信の強化の具体的方策につきましては、こうした取り進めております作業を通じまして、ただいま外務大臣から御答弁された内容あるいは議員の御指摘の内容を踏まえながら、外務省を始めいたします関係省庁と十分協議した上で適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**はたともこ君** では、最後に外務大臣に改めて伺います。

外務省としても、古賀辰四郎さんたちの尖閣諸島における経済活動、事業活動や生活を日本と世界の人々に広く知っていただくための活動に力を、更に力を入れていただきたいと思っておりますが、最後、大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○**国務大臣(岸田文雄君)** 御指摘の古賀辰四郎氏を始め関係者の方々の歴史については、しっかりと外務省としても認識をし、そして世界に広報していくべく努力をしなければならぬと存じます。そして、そのことによって我が国のこの尖閣諸島における基本的な立場を国際社会においてしっかりと理解していただく、こういった結果につなげていきたいと考えています。

○**はたともこ君** では、終わります。ありがとうございます。